

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：三鷹市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	82.7%
全職員	82.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.7%
本庁課長相当職	97.1%
本庁課長補佐相当職	101.9%
本庁係長相当職	100.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.2%
31～35年	93.9%
26～30年	88.6%
21～25年	90.4%
16～20年	78.9%
11～15年	80.1%
6～10年	85.4%
1～5年	80.5%

【説明欄】

- ・扶養手当については、世帯の主たる生計維持者が男性である場合が多く、受給者に占める男性の割合は78.5%である。
- ・管理職については、男性の割合が多く、管理職手当の受給者に占める男性の割合は74.8%である。
- ・勤続年数別の11～15、16～20年において、役職のある女性職員が占める割合は11～15年が20.4%、16～20年が15.9%であり、男女の給与の差に影響があるといえる。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」については、再任用職員を対象としている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。